

〈研究ノート〉集団的自衛権に関する論点整理

竹本了悟

【要旨】

宗教者として現状に即した平和への方策を考えるために、正確な情報を把握することは重要である。本稿では、現在、注目されている集団的自衛権についてまとめる。現在の日本政府の集団的自衛権に対する定義は、「死活的利益防衛説」という集団的自衛権が国際連合憲章において初めて言及された際の定義に基づくものと言える。一方、国際連合に報告された集団的自衛権行使の報告事例に基づくと定義として考えられる「他国の防衛説」とは相違している。宗教者として平和を考える際に、本稿によって提示した客観的な事実に基づく情報をもとに、集団的自衛権の容認に賛成か反対かという対立をひとまず置いて、平和と安全を構築するための方策を模索する端緒としたい。

○. はじめに

二〇一四年七月一日、日本の平和と安全を考える上での重大な閣議決定がなされた。安倍晋三内閣は、近年の北朝鮮の挑発行為や中国の隣国に対する脅威などを受け、日本の安全保障環境は厳しさを増しているという認識のもの、一九八一年に鈴木善幸内閣の答弁書によって示された「我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」と解しており、集団的自衛権を行使すること

は、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない^①とする政府の憲法解釈を変更し、新三要件^②のもと集团的自衛権の必要最低限度の行使を容認するとの閣議決定をしたのである。

この決定を受けて、日本国内では賛否両論が激しく飛び交い、いくつかの宗教団体や宗教者からも声明がだされた。これらの様々な賛否の見解を眺めてみると、議論が噛み合わないなかで多種多様な意見が提示されている。そこで本稿では、日本の平和を考える際の基礎作業の一つとして、集团的自衛権の定義について整理することを目的とする。国際法における集团的自衛権の法的性質についての学説は、浅田（二〇一三、四二〇）、藤田（一九九八、二九五―二九六）、鈴木（二〇一一、三三三）に依ると概ね次の三つに分類される。

A 「個別的自衛権の共同行使説（犠牲国と支援国の共同防衛）」

一国に対する武力攻撃が行われることによって、他の諸国も各自の個別的自衛権を共同して行使する、又は地域的安全保障に基づいて共通の危険に対処するための共同行動をとるか、いずれかの場合とする定義である。

B 「他国の防衛説（支援国が犠牲国を防衛）」

他国の武力攻撃に対して、自国の実体的権利が侵されなくても平和及び安全に関する一般的利益や被攻撃国の国際法上の権利（領土保全・独立等）を守るために被攻撃国の自衛行動を支援する権利であるとする考え方である。

C 「死活的利益防衛説（犠牲国の安全と独立が死活的である支援国が犠牲国を防衛）」

自国と密接な関係にある他国に対する攻撃を、自国に対する攻撃とみなし、自国の実体的権利が侵されたとして、他国を守るために防衛行動をとる権利であるとする考え方である。

これらの分類を踏まえつつ、第一章では、集团的自衛権およびその初出でもある国際連合憲章（以下、国連憲章）の成立背景を踏まえた場合、C「死活的利益防衛説」として定義することが適切であることを指摘し、第二章では、

国際連合（以下、国連）へ報告された集団的自衛権の行使の実例においてはB「他国の防衛説」が有力であること
を指摘する。また、第三章では、日本政府の集団的自衛権に関する解釈を時系列でまとめ、その解釈には変遷があ
り最終的に安倍晋三内閣ではC「死活的利益防衛説」に基づいていることを確認する。

以上の手続きを通して、現在の日本政府の集団的自衛権に対する定義は、集団的自衛権が初めて言及された際
の定義に基づくものと言えるが、集団的自衛権が行使された事例に則した定義とは相違していることを指摘する。
宗教者として平和を考える際に、本稿によって提示した集団的自衛権に関する客観的な事実に基づいた情報をもと
に、集団的自衛権の容認に賛成か反対かという対立をひとまず置いて、平和と安全を構築するための方策を模索す
る端緒としたい。

一、国連憲章に基づく集団的自衛権の成立背景からみる定義⁽³⁾

集団的自衛権が文言として初めて登場するのは、第二次世界大戦（一九三九年～一九四五年）が終わった
一九四五年、国連によって示された国連憲章の第五一条においてである。

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際
の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものでは
ない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならぬ。
また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつ
でもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。（国連憲章第五一条

下線は筆者による)

そこで本章では、集团的自衛権の初出である国連憲章の成立背景を見通すことにより、集团的自衛権および個別の自衛権と集団安全保障の定義について確認する。

国連憲章は、安全保障理事会（以下、安保理）を中心として国際の平和の維持を図る、国連加盟国間の条約である。第一次世界大戦（一九一四年～一九一八年）および第二次世界大戦という二度の大戦を踏まえて国連の求めるところは、国連憲章前文および国連憲章第一章第一条に示されるにあるように、国際の平和及び安全を維持することにある。また、その方法としては、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則としつつ、有効な集团的措置と平和的手段によって実現しようとしている。

われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互いに平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。よって、われらの各自の政府は、サン・フランシスコ市に会合し、全権委任

状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機構を設ける。(国連憲章前文、下線は筆者による)

国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的紛争又は事態の調整または解決を平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従つて実現すること。(国連憲章第一章第一条、下線は筆者による)

さらに国連憲章第二章第四条では、すべての加盟国に対し平時は武力を用いる行動をしてはならないと定めている。

すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。(国連憲章第二章第四条)

しかしながら、様々な国益を持つ主権国家からなる国際社会に紛争が持ち上がることは、これまでの歴史を見ても避けがたいことである。そこで紛争が起こった際には、第六章「紛争の平和的解決」を原則としつつ、第七章において「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」として集団安全保障という制度によって対応することが示されている。

集団安全保障とは、〈平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在〉に対して、その存在以外の〈国連加盟国全体〉が集団で国際の平和及び安全を維持し又は回復するために実施する勧告および措置に関する制度（履行は国連加盟国の全部又は一部によってとられる）であり、最も厳しい措置としては武力を用いることとなる。ただし当然のことながら、集団安全保障を實行するには、国連の決議機関である安保理の決議が必要となる。しかしながら、この安保理の決議方法に大きな困難がある。安保理は、常任理事国として米¹国合衆国・イギリス・フランス・ロシア連邦・中華人民共和国の五大国、それに加えて非常任理事国として総会で加盟国から選ばれた一〇箇国により構成され、常任理事国には拒否権がある。〈平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在〉と考えられるような事態が起こったとしても、相互の利益が絡み合うなかで五大国のいずれかが拒否権を發動することにより、東西冷戦期において顕著であったように、実際には集団安全保障による武力制裁決議をすることは極めて困難なのである。

この五大国の拒否権による困難さを先見的に指摘したのが、国連憲章草案が協議される同時期に米州諸国間での相互援助条約について協議中であつたラテン・米²国諸国であつた。ラテン・米国の地域問題に対して五大国の拒否権が發動され、安保理が機能せず集団安全保障が実施されない場合に、ラテン・米³国諸国が相互援助の行動をとることができる制度を国連憲章第七章の末尾に、先に挙げた第五一条が設けられ、国家が固有に持つ権利として個別的自衛権および集团的自衛権が明示されたのである。

まず自衛権とは、個別であれ集団であれ、第五一条に示される通り、〈平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在〉から国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合に、武力攻撃を受けている国連加盟国が武力を含め自衛のために行動する権利のことである。その内、武力攻撃を受けている国連加盟国が独自で自衛のために行動す

る権利のことを個別的自衛権という。これに対して集団的自衛権とは、NATO、ワルシャワ条約機構、日米安保条約など、国連憲章第八章で規定される「地域的取極」（取り決め）を交わしているような、密接な関係にある複数の国家による集団によつて、武力攻撃がその集団に対するものであるとして、集団で自衛のために行動する権利のことである。ただし、これらの自衛権には第五一条に示される通り、①安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間という時限と、②自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置を直ちに安全保障理事会に報告しなければならない義務がある。

以下に、改めて集団的自衛権に関して国連憲章の成立背景に添つた各用語の定義を提示する。

集団安全保障……〈平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在〉に対して、その存在以外の〈国連加盟国全体〉が集団で国際の平和及び安全を維持し又は回復するために実施する勧告および措置に関する制度のこと。

自衛権……〈平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在〉から国連加盟国に対して武力攻撃が發生した場合に、武力攻撃を受けている国連加盟国が武力を含め自衛のために行動する権利のこと。

個別的自衛権……自衛権のうち、武力攻撃を受けている国連加盟国が独自で自衛のために行動する権利のこと。
集団的自衛権……密接な関係にある複数の国家による集団によつて、武力攻撃がその集団に対するものであるとして、集団で自衛のために行動する権利のこと。

集団的自衛権の集団を設立背景から考えるならば、第八章で規定される「地域的取極」（取り決め）を交わす複

数の国家と見るのが自然であろう。第八章第五二条には、集団の設立に対して国連の目的および原則との一致という条件が加えられている。実際にこれを受けて NATO、ANZUS 条約、ワルシャワ条約機構、日米安全保障条約などの地域的取極に基づく集団の条文中には、第五一条に言及する条項が存する。

この憲章のいかなる規定も、国際の平和及び安全の維持に関する事項で地域的行動に適當なものを処理するため、地域的取極又は地域的機関が存在することを妨げるものではない。但し、この取極又は機関及びその行動が国際連合の目的及び原則と一致することを条件とする。（国連憲章第五二条、下線は筆者による）

NATO（北大西洋条約第五條）

締約国は、ヨーロッパ又は北米国における一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する。したがつて、締約国は、そのような武力攻撃が行われたときは、各締約国が、国際連合憲章第五一條の規定によつて認められている個別的又は集团的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し及び維持するためにその必要と認める行動（兵力の使用を含む。）を個別的に及び他の締約国と共同して直ちに執ることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならぬ。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。（下線は筆者による）

ANZUS 条約 第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は、武力の行使を、国際連合の目的と両立しないいかなる方法によるものも慎むことを約束する。（下線は筆者による）

ANZUS 条約 第四条

各締約国は、太平洋地域におけるいずれかの締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときには、終止しなければならない。（下線は筆者による）

ワルシャワ条約 第四条

ヨーロッパにおける締約国の一又は二以上の国に対するいずれかの国若しくは国家群からの武力攻撃の場合には、各締約国は、国際連合憲章第五条に従い、個別の又は集団的な自衛権の行使として、このような攻撃を受けた一又は二以上の国に対し、個別に、及び他の締約国との合意により、その必要と認めるすべての手段（武力の行使を含む。）により、即時の援助を与えなければならない。（下線は筆者による）

日米安全保障条約第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならぬ。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。(下線は筆者による)

以上、集团的自衛権の成立背景について、その根拠となる国連憲章を中心に見てきたが、集团的自衛権が地域的取極との深い関連のなかで規定されたと見る場合、地域的取極による集団とは、集団のうちの一國が武力攻撃を受けるとそれを直ちに集団全体に対する武力攻撃として振舞うことになり、C「死活的利益防衛説(犠牲国の安全と独立が死活的である支援國が犠牲國を防衛)」による理解が最も適切であると考えられる。

二、集团的自衛権行使の国際連合への報告事例からみる定義

先に三つの集团的自衛権の学説を示したが、いずれの学説に基づいて運用するかは、実際の集团的自衛権のあり方に大きな影響を与えるものである。しかしながら、国連憲章には実際の集团的自衛権の行使にあつての具体的な要件は明記されていない。そこで本章では、集团的自衛権の行使が安保理に報告された次に挙げる一五の実例⁵⁾を通じて、集团的自衛権のあり方および行使要件について示した下中・樋山(二〇二五)に基づいて、これまでの国

際社会における集団的自衛権の実際について整理する。

集団的自衛権の行使が安保理に報告された事例

(a) ソ連がハンガリーに派兵(一九五六年報告)、(b) 米国がレバノンに派兵(一九五八年報告)、(c) 英国がヨルダンに派兵(一九五八年報告)、(d) 英国が南アラビア連邦を支援(一九六四年報告)、(e) 米国、オーストラリア及びニュージーランドが南ヴェトナムを支援(一九六五年報告)、(f) ソ連がチェコスロヴァキアに派兵(一九六八年報告)、(g) ソ連がアフガニスタンに派兵(一九八〇年報告)、(h) キューバがアングラを支援(一九八三年報告)、(i) リビアがチャドに派兵(一九八一年報告)、フランス及び米国がチャドを支援(一九八三年報告)、フランスがチャドを支援(一九八六年報告)、(j) 米国がホンジュラスを支援(一九八八年報告)、(k) 米国及び英国がペルシャ湾地域を支援(一九九〇年報告)、(l) ロシアがタジキスタンを支援(一九九三年報告)、(m) ジンバブエ、アングラ及びナミビアがコンゴ民主共和国を支援(一九九八年報告)、(n) 英国、フランス、オーストラリア等が米国を支援(二〇〇一年報告)、(o) 米国等がイラクを支援、シリアで軍事行動(二〇一四年報告)。

下中・樋山(二〇一五)は、各事例について概略を紹介し、それらを分析した結果として、実際には、各国が安保理に説明する際にいずれの学説に依拠したか、又は依拠していないかは明確ではないとしつつも、少なくとも外形上は②他国の防衛説に近似するとの結論を出している。

特に、日本の同盟国であり、集団的自衛権の行使の相手として想定される米国は、全一五事例のうち最多の七事例という集団的自衛権を行使してきた実績がある。以下に、米国の事例について下中・樋山(二〇一五)からの跋

文により簡潔に提示する。

(b) 米国がレバノンに派兵（一九五八年報告）

米国は、レバノンの要請に基づき、同国の一体性と独立を守るために派兵したと述べ、国連憲章が固有の権利とする、すべての国がその独立を守るために協働する権利に則って、米国は行動していると説明した。

(e) 米国、オーストラリア及びニュージーランドが南ヴェトナムを支援（一九六五年報告）

米国は、安保理への一九六五年二月七日付書簡において、ヴェトナムの南ヴェトナムへの攻撃は、北ヴェトナムが命令したものであるとし、米国と南ヴェトナムは北ヴェトナム南部の軍事施設に対し共同で攻撃したと述べた。さらに、南ヴェトナムとその要請に応じた米国等は、ヴェトナムからの継続的な侵略を受けているとし、北ヴェトナムによるヴェトナムの増強はこの侵略に不可欠であるため、その増強を外から停止するための対抗措置は自衛の措置として正当化されると説明した。

(i) フランス及び米国がチャドを支援（一九八三年報告）

米国は、自衛権を行使するチャドの援助要請に応えるにあたって他国と協働したと述べた。

(j) 米国がホンジュラスを支援（一九八八年報告）

米国は、部隊の緊急配備を命じることで友好国ホンジュラス政府からの明白な要請に応じたと述べ、同国の要請は三月一六日付プレスリリースにおいて述べられており、部隊の展開はサンディニスタ軍による領域侵

犯に直面したホンジュラスへの強力な支援を示すために計画されたものであったと説明した。

(k) 米国及び英国がペルシャ湾地域を支援 (一九九〇年報告)

米国は、安保理への八月九日付書簡において、国連憲章第五条に一致し、クウェート及びサウジアラビアの援助要請に応じて固有の自衛権を行使するために、ペルシャ湾地域に部隊を派遣したと述べ、この固有の権利は決議第六六一号において確認されているとした。

(n) 英国、フランス、オーストラリア等が米国を支援 (二〇〇一年報告)

国連総会は九・一一テロを非難する決議第五六〇号を採択した。同日の安保理はテロ防止への国際社会の協力を要請する決議第一三六八号を採択した。決議第一三六八号の前文は、国連憲章に従って固有の個別的及び集団的自衛権を確認した。

固有の個別的及び集団的自衛権に則って、米軍は米国に対するさらなる攻撃を防止するための行動を主導したと述べ、この行動にはアルカイダのテロリスト訓練施設とタリバンの軍事施設への措置が含まれるとした。英国も安保理への同日付書簡において、同様の説明を行った。安保理への書簡において、カナダ、フランス、ドイツ及びオランダは、国連憲章第五条に基づき部隊を派遣したと述べ、ニュージーランドは国連憲章第五一条に基づき米国に軍事的貢献を行う意思があると述べた。オーストラリアは、安保理への一月二三日付書簡において、同国軍派遣の根拠として、国連憲章第五一条のほか、ANZUS条約の適用を九月一四日に決定したことも挙げた。

(○) 米国がイラクを支援、シリアで軍事行動(二〇一四年報告)

米国は、安保理への九月二三日付書簡において、ある国に存在する脅威が、その国のみならず外部へ攻撃を行うような場合に、当該国がそれを防ぐ意思と能力を有しないのであれば、国連憲章第五一条にも反映されていないように、各国は固有の個別的及び集团的自衛権に従って自国を防衛することが可能でなければならないとし、米国はイラク政府からの要請に基づきISILの脅威を排除するために、シリアにおいて必要かつ均衡のとれた軍事行動を主導したと報告した。

これらの事例はいずれも、A「個別的自衛権の共同行使説」やC「死活的利益防衛説」として理解するよりも、B「他国の防衛説」として見ることが適切であるように考えられる。

このことを踏まえて、日本の集团的自衛権の行使を考えた場合、国際社会において周辺国からは、日本が集团的自衛権を行使する際にはB「他国の防衛説」として行使されることが前提にあると認識される可能性が高いと考えられる。

三三 日本政府の集团的自衛権解釈の変遷

本章では国会答弁⁶⁾をもとに日本政府の集团的自衛権の解釈とその定義の変遷を時系列でまとめる⁷⁾。なお、引文に集团的自衛権の解釈については下線 ()、定義については波線 ~~~~~ を付し、定義に当てはまると思われる学説を【→】と表記した。

①一九四六（昭和二一）年六月二六日、吉田茂首相の発言。

戦争放棄に関する規定は、直接には自衛権を否定していない（第九〇回帝国議会衆議院議事速記録第六号、八一頁）

②一九四九（昭和二四）年二月二日、西村熊雄外務省条約局長の発言。

集団的自衛権というものは国際法上認められるかどうかということは、今日国際法の学者の方々の間に非常に議論が多い点であり、私どもは実はその条文の解釈に全く自信をもっていない。（第七回国会衆議院外務委員会議録一号、七頁）

③一九五〇（昭和二五）年二月三日、吉田茂首相の発言。

集団的自衛権という問題は、日本の独立後、おそらく一番重大な問題になってくる問題だろう。（中略）集団的自衛権というものを総理大臣はお認めになるか。（曾根康弘議員の発言）当局者としては、集団的自衛権の実際的な形を見た上でなければお答えできない。（第七回国会衆議院予算委員会議録第七号、七頁）

④一九五一（昭和二六）年二月二三日、西村熊雄外務省条約局長の発言。

一つの武力攻撃が発生した場合に、その武力攻撃によって自国の安全に対する被害を受ける国が数多くある場合には、その数多くの国はおのおの国際法上当然自衛権を行使し得るわけであるが、これらの国が自衛権をい
わゆる共同して行使するという場合、そこに集団的自衛権というものがある【⇒A「個別的自衛権の共同行使
説」と解釈するのが一番穏当かと思われる（第一〇回国会参議院外務委員会会議録第六号、二頁）

⑤一九五一（昭和二六）年一月七日、西村熊雄外務省条約局長の発言。

日本は独立国なので、集団的自衛権も個別的自衛権も完全に持つ。しかし、憲法第九条により、日本は自衛的にその自衛権を行使する最も有効な手段である軍備を一切持たないことにしている。だから、我々はこの憲法を堅持する限りは、御懸念のようなことは断じてやってはいけなく、また他国が日本に対してこれを要請することもあり得ないと信ずる。（第二回国会参議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会会議録第一二二号、五頁）

⑥一九五四（昭和二九）年六月三日、下田武三外務省条約局長の発言。

平和条約でも、日本国の集団的、個別的の両者の自衛権というものは認められているが、しかし、憲法の観点から言えば、憲法が否認していないと解すべきものは、既存の国際法上一般に認められた固有の自衛権、つまり、自分の国が攻撃された場合の自衛権であると解すべきである。集団的自衛権、これは換言すれば、共同防衛又は相互安全保障条約、あるいは同盟条約ということであって、つまり、自分の国が攻撃されてもいないのに、他の締結国が攻撃された場合に、あたかも自分の国が攻撃されたと同様にみなして、自衛の名において行動するということ。【→B「他国の防衛説」もしくはC「死活的利益防衛説」】は、一般の国際法からはただちに出てくる権利ではない。それぞれの同盟条約なり共同防衛条約なり、特別の条約があつて初めて条約上の権利として生まれてくる権利である。ところが、そういう特別な権利を生み出すための条約を日本の現憲法下で締結されるかどうかという点、できない。（中略）日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した攻撃の危険がない以上は、自衛権の名において発動し得ない。（第一九回国会衆議院外務委員会議録第五七号、四一五頁）

⑦一九六〇（昭和三五）年三月三十一日、岸信介首相の発言。

いわゆる集団的自衛権というものの本体として考えられている締結国や特別に密接な関係にある国が武力攻撃をされた場合に、その国まで出かけて行ってその国を防衛する【→B「他国の防衛説」もしくはC「死活的利益防衛説】』という意味における集団的自衛権は、日本の憲法上は持っていないと考えている。（第三四回国会参議院予算委員会会議録第二三三号、二四頁）

⑧一九五九（昭和三四）年三月一六日、林修三内閣法制局長官の発言。

外国の領土に、外国を援助するために武力行使を行う【→B「他国の防衛説】』ということの点だけに絞って集団的自衛権が憲法上認められるかどうかということ言えば、それは今の日本の憲法に認められている自衛権の範囲には入らない。（第三一回国会参議院予算委員会会議録第一一号、二七頁）

⑨一九六〇（昭和三五）年三月三十一日、岸信介首相の発言。

集団的自衛権という内容が最も典型的なものは、他国に行つてこれを守るといふことだが、それに尽きるものではないと我々は考えている【→B「他国の防衛説」もしくはC「死活的利益防衛説】』。そういう意味において一切の集団的自衛権を持たないといふことは言い過ぎだと考えている。（第三四回国会参議院予算委員会会議録第二三三号、二七頁）

⑩一九六〇（昭和三五）年三月三十一日、林修三内閣法制局長官の発言。

例えば、現在の安保条約において、米国に対し施設区域を提供している。あるいは、米国が他の国の侵略を受

けた場合に、これに対して経済的な援助を与えるということ、こういうことを集团的自衛権というような言葉で理解すれば【→B「他国の防衛説」もしくはC「死活的利益防衛説」、私は日本の憲法は否定しているとは考えない。】(第三四回国会参議院予算委員会会議録第三三三号、一二四頁)

⑪ 一九六九(昭和四四)年三月五日、高辻正巳内閣法制局長官の発言。

我が国が集团的自衛権の恩恵を受けているのはともかくとして、我が国が他国の安全のために兵力を派出してそれを守る【→B「他国の防衛説」ということは憲法第九条のもとには許されないだろうという趣旨で、集团的自衛権は憲法第九条で認めていないだろうというのが我々の考え方である。】(第六一回国会参議院予算委員会会議録第五号、一二頁)

⑫ 一九七二(昭和四七)年一〇月一四日、提出資料。

政府は、従来から一貫して、我が国は国際法上いわゆる集团的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行使用することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場に立っている。(中略)我が憲法の下で、武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、他国に加えられた武力攻撃を阻止すること【→B「他国の防衛説」をその内容とする集团的自衛権の行使は、憲法上許されない。】(第六九回国会参議院決算委員会提出資料)

⑬ 一九八一(昭和五六)年五月二九日、答弁書。

国際法上、国家は、集团的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接

攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利【→B「他国の防衛説」もしくはC「死活的利益防衛説」】を有しているものとされている。我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている（第九四回国会衆議院稲葉誠一議員提出の質問主意書に対する答弁書〔内閣衆質九四第三二号〕）

⑭一九八一（昭和五六）年六月三日、角田禮次郎内閣法制局長官の発言。

個別的自衛権は持っているが実際に行使するに当たつては、非常に幅が狭い。ところが、集団的自衛権については、全然行使できないのでゼロである。（第九四回国会衆議院法務委員会議録第一八号、八頁）

⑮一九八三（昭和五八）年二月二二日、角田禮次郎内閣法制局長官の発言。

集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思う。（第九八回国会衆議院予算委員会議録第二二二号、一一八頁）

⑯二〇〇一（平成一三）年五月九日、答弁書。

政府は、従来から、我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許さ

れないと考えてきている。憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第九条については過去五〇年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならないと考える。他方、憲法に関する問題について、世の中の変化も踏まえつつ、幅広い議論が行われることは重要であり、集団的自衛権の問題について、様々な角度から研究してもいいのではないかと考えている。(第一五一回国会衆議院土井たか子議員提出の質問主意書に対する答弁書〔内閣衆質一五一第五八号〕)

⑰二〇〇六(平成一八)年九月二十九日、安倍晋三首相の発言。

大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘いといった国際情勢の変化や、武器技術の進歩、我が国の国際貢献に対する期待の高まりなどを踏まえ、日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようにするため、いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究してまいる。(第一六五回国会衆議院会議録第三号、三頁)

⑱二〇〇九(平成二二)年一月四日、鳩山由紀夫首相の発言。

アメリカ軍に沖繩を中心として基地を貸しているということ自体が集団で自衛をしている、防衛をしている発想に、当然広く考えればなるわけであろうかと思う。しかし、一般に議論されている集団的自衛権というものは必ずしもそうでない【⇒B「他国の防衛説」もしくはC「死活的利益防衛説」】ことも理解している。(中略)同盟関係を結んでいる一方のアメリカの本土が、例えば、何らかどこかの国によって攻撃を受けたときに、果たして日本がそれに対して武力行使というものを行ってよいかどうかという発想がある。そういった発想が、(中略)憲法第九条の中で日本がとるべきではないと言っている集団的自衛権の発想だと思っており、その意

味では、私は、現在の憲法九条の解釈をこの内閣において現在のところ変えるつもりはない。(第一七三回国会衆議院予算委員会議録第三号、一四頁)

⑯二〇一四(平成二六)年七月一日、閣議決定。

この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第九条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和四七年一〇月一四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。(中略)これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。(中略)我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られる明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。(中略)憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある【→C「死活的利益防衛説」】。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるもので

ある。(国家安全保障会議決定、閣議決定)

以上の通り、時系列を追って政府の集団的自衛権に関する解釈をみてきた。憲法制定当時(①)～(⑤)は集団的自衛権の定義は明確にされていなかったものが、⑥)～(⑧)では、B「他国の防衛説」ともC「死活的利益防衛説」ともとれるような曖昧な定義が提示され、第二次安倍晋三内閣(⑨)が集団的自衛権の行使を限定的に容認する立場において、明確にC「死活的利益防衛説」として定義されるようになっていく。

日本政府のいわゆる従来の集団的自衛権の定義とされる一九八一年鈴木善幸内閣の答弁書(⑬)では、B「他国の防衛説」ともC「死活的利益防衛説」ともとれるような定義において集団的自衛権の行使が「我が国を防衛するため必要最小限度の範囲」を超えるものであると解釈していたものを、安倍晋三内閣(⑭)では明確にC「死活的利益防衛説」と定義することにより、「必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容される」と解釈したのである。つまり、憲法の解釈を変更したというよりも、集団的自衛権の定義を変更したと見ることが妥当といえる。

四. おわりに

集団的自衛権の定義については、A「個別の自衛権の共同行使説(犠牲国と支援国の共同防衛)」、B「他国の防衛説(支援国が犠牲国を防衛)」、C「死活的利益防衛説(犠牲国の安全と独立が死活的である支援国が犠牲国を防衛)」の三説が学説としてしめされている。これらのうち、集団的自衛権およびその初出でもある国連憲章の成立背景を踏まえた場合、C「死活的利益防衛説」として定義することが適切であり(第一章)、国連へ報告された集

团的自衛権の行使の実例においてはB「他国の防衛説」が有力であり（第二章）、現在の日本政府の集团的自衛権に関する解釈はC「死活的利益防衛説」に基づいていること（第三章）を指摘した。以上のことから、現在の日本政府の集团的自衛権に対する定義は、集团的自衛権が初めて言及された際の定義に基づくものと言えるが、実際に集团的自衛権が行使された実例にあった定義とは相違していると思われる。また、現在の日本政府は、従来のB「他国の防衛説」とC「死活的利益防衛説」による定義から、明確にC「死活的利益防衛説」と定義することで、実質的に自衛のための措置の範囲を拡大したと考えられる。

【参考文献一覽】

- 本論の主要参考文献は次の通り（五十音順）。引用は「著者名（出版年、該当頁数）」と表記した。
- 浅田正彦著『国際法第2版』、東信堂、二〇一三。
- 石破茂著『日本人のための「集团的自衛権」入門』、新潮社、二〇一四。
- 伊勢崎賢治著『日本人は人を殺しに行くのか 戦場からの集团的自衛権入門』、朝日新聞出版、二〇一四。
- 小川和久著『日本人が知らない集团的自衛権』、文集新書、二〇一四。
- 奥平康弘・山口二郎編『集团的自衛権の何が問題か 解釈改憲批判』、岩波書店、二〇一四。
- 纈瀬厚著『集团的自衛権容認の深層―平和憲法をなきものにする狙いは何か』、日本評論社、二〇一四。
- 香田洋二著『賛成・反対を言う前の集团的自衛権入門』、幻冬舎、二〇一四。
- 小林節著『白熱講義！集团的自衛権』、スズベストセラーズ、二〇一四。
- 佐瀬昌盛著『いちばんよくわかる！集团的自衛権』、海竜社、二〇一四。
- 下中菜都子・樋山千冬著『集团的自衛権の援用事例』、レファランス、二〇一五。
- 鈴木尊紘著『憲法第9条と集团的自衛権―国会答弁から集团的自衛権の変遷を見る―』、レファランス、二〇一四。
- 豊下楯彦・古関彰一著『集团的自衛権と安全保障』、岩波新書、二〇一四。
- 半田滋著『日本は戦争をするのか―集团的自衛権と自衛隊』、岩波新書、二〇一四。

藤田久一著『国連法』東京大学出版会、一九九八。

北海道新聞社編『集团的自衛権行使に反対する声明・決議・意見書』北海道新聞社、二〇一四。

柳澤協二著『自分で考える集团的自衛権若者と国家』青灯社、二〇一四。

【註】

- (1) 一九八一（昭和五六）年五月二十九日、鈴木善幸内閣で閣議決定された「衆議院議員稲葉誠一君提出『憲法、国際法と集团的自衛権』に関する質問に対する答弁書」。
- (2) 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の一問一答において示された「自衛の措置としての武力の行使の新三要件」。○我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。○これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと。○必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。
- (3) 第一章においては、佐藤（二〇一四）、小川（二〇一四）、石破（二〇一四）、香田（二〇一四）、伊勢崎（二〇一四）を参考にまとめた。
- (4) 根拠となる条文を挙げる。「安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。」（国連憲章第四一条）「安全保障理事会は、第四一条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。」
- (5) （国連憲章第四二条）
- (6) 国会答弁の抽出に当たっては「国会会議録検索システム」国立国会図書館ホームページ (<http://kokkarind.go.jp/>) を使用した。
- (7) まとめに際しては、小川（二〇一四）、鈴木（二〇一四）を参考にした。
- (8) 『平成23年版 防衛ハンドブック』朝雲新聞社、二〇一四、六六五―六六六頁。

【キーワード】

集团的自衛権、国際連合憲章、集団安全保障